

令和5年度実施 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験における特別選考  
(大学推薦：障がい者) 要領

1 目的

この要領は、令和5年度実施 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験における特別選考のうち、大学（大学院、教職大学院及び専攻科を設置する短期大学を含む）から推薦を受ける障がい者区分に係る選考について必要な事項を定める。

2 選考の対象となる校種等・教科

全校種等・教科（詳細については、神奈川県ホームページの令和5年2月8日付け記者発表資料を参照すること）

3 推薦申込みの対象大学

教諭一種（専修）免許状の課程認定を受けている大学等

4 推薦の基準

神奈川県公立学校（横浜市立、川崎市立及び相模原市立を除く）の教員を第1希望とし、次の(1)～(6)を全て満たす者

(1) 令和3年度以降に大学等を卒業した者又は令和5年度に大学等を卒業（修了）見込みの者

(2) 受験しようとする校種等・教科の教諭一種（専修）免許状所有者又は令和6年3月31日までに当該免許を確実に取得できる見込みの者

(3) 次の基準に該当し、当該大学の学長、学部長又は院長が推薦する者

ア 神奈川県の「めざすべき教職員像」（別紙資料）に照らして、神奈川県公立学校教員としての適性を有し、かつ教員志望の動機が明確である者

イ 学業成績優秀（在学時の成績「優」（80～100点）相当の数が50%以上（小数第1位を切り捨て））の者

(4) 次のいずれかに該当する者（申込期限令和5年5月8日までに要件を満たし、かつ第1次試験時及び第2次試験時に有効なものに限る）

・身体障害者手帳の交付を受けている人

・身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）、労働安全衛生法第13条に規定する産業医又は人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第9条第1項に規定する健康管理医その他これに準ずる者が作成した、障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書又は意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医が作成した診断書又は意見書に限る。）の交付を受けている人

・都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人

・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医、障害者職業センターにより知的障害があると判定された人

・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(5) 昭和39年4月2日以降に出生した者

(6) 地方公務員法第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条（欠格事由）に該当しない者

5 推薦人数

特に人数枠を設けない。

6 推荐手続等

(1) 提出書類

ア 送付状（別添様式を参照のこと）

イ 「推薦書」（別添様式を使用のこと）

- ウ 成績証明書（学校所定の様式）  
エ 「身体障害者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」等の写し  
オ 「論文用紙」（別添様式を使用のこと）に記載の論文題に関する800字程度の論文  
(原則本人自筆。代筆が適当な場合は、理由書を添付)  
カ 「受験申込書」（別添様式を使用のこと）（原則本人自筆）  
キ 「受験者カード」（別添様式を使用のこと）  
ク 本人への受験票等送付のための返信用封筒（角形2号）  
※ 140円分の郵便切手を貼付し、本人への送付先を明記すること。
- (2) 申込方法  
各大学において関係書類を取りまとめ、簡易書留により提出する。  
封筒（角形2号）の表面に「大学推薦受験申込書在中」と朱書きの上、取りまとめを担当する部課、担当者名及び連絡先を明記する。
- (3) 申込期限  
令和5年5月8日（月）（必着）
- (4) その他  
大学推薦区分で応募する者は、他の選考区分で重複して申込みを行うことはできない。ただし、大学推薦区分で応募し、第1次試験で不合格になった者については、「10 その他」を参照のこと。

- 7 第1次試験（論文試験を含む）  
大学からの推薦書、在学時の成績及び課題論文により選考する。  
選考結果は、大学に6月上旬までに通知するとともに、不合格者で「障がいのある人を対象とした特別選考」の受験を希望する者へは、第1次試験用受験票を6月下旬までに、合格者へは第2次試験用受験票等を8月上旬までに送付する。
- 8 第2次試験（論文試験を除く）  
神奈川県ホームページで公表予定（令和5年4月中旬頃）の「令和5年度実施 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項」を参照のこと。  
また、詳細は、第1次試験合格者に別途通知する。  
なお、第2次試験における選考は、公募による「障がいのある人を対象とした特別選考」受験者と併せて行う。
- 9 採用  
(1) 原則として、採用候補者名簿の登載者は、令和6年4月1日付けで、神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験の受験校種等での採用とする。大学推薦受験者の大学院進学等による採用期日の延期は認めない。  
(2) 日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として採用する。  
(3) 合格者には、障がい者雇用の状況を国へ報告するための確認があります。  
(4) 採用後の配属については障がいの種類や程度を勘案して配属します。
- 10 その他  
第1次試験で不合格になった者は、希望により神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験の「障がいのある人を対象とした特別選考」の受験者（大学推薦での申込みと同一の校種等・教科）として扱う。その際、新たな申込手続きは要しない。